

告示

埼玉県告示第百三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成三十年十二月十一日付けをもって次のとおり第二種区画漁業の免許をしたので公示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 公示番号、免許番号、漁業権者の住所及び氏名並びに免許の内容たるべき事項

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類	漁業の名称及び漁業時期	漁場の位置及び区域
区第一号	区第一号	児玉郡美里町大字 広木八番地二 櫻井 達夫	第二種 区画漁業	こいの養殖業 一月一日から 十二月三十一 日まで	児玉郡美里町大字広 木字摩訶池四百七十 四番地二 摩訶池 三九一・七アール
区第二号	区第二号	児玉郡美里町大字 駒衣八百八十六番 地一 松下 政明		こいの養殖業 一月一日から 十二月三十一 日まで	児玉郡美里町大字駒 衣字市場十七番地 古沼 二〇四・九アール

二 制限又は条件

なし

三 漁業権の存続期間

平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで